

広域廃棄物処理事業 6 市 1 町部課長会議設置規程

(規約第 1 2 条関係)

(目的)

第 1 条 この規程は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約（以下「規約」という。）第 1 2 条の規定に基づき、広域廃棄物処理事業 6 市 1 町部課長会議（以下「部課長会議」という。）を設置し、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「6 市 1 町」という。）における広域廃棄物の適正処理に向け、6 市 1 町が緊密な連絡・調整を図り、規約第 1 3 条に規定する協議会の会議に付議すべき事項の協議を行うことを目的とする。

(構成員)

第 2 条 部課長会議の構成員は、下表のとおりとする。

木更津市	環境部長 環境部次長 資源循環推進課長
君津市	経済環境部長 経済環境部次長 環境衛生課長
富津市	市民部長 環境保全課長 広域廃棄物処理事業室長
袖ヶ浦市	環境経済部長 廃棄物対策課長
鴨川市	市民福祉部長 環境課長
南房総市	建設環境部長 環境保全課長
鋸南町	建設水道課長 建設水道課建設環境室長

(座長)

第 3 条 部課長会議の座長は、富津市市民部長の職にある者をもって充てる。

(会議の招集)

第 4 条 部課長会議は、座長が招集する。

(会議の開催)

第 5 条 部課長会議は、必要に応じ随時開催する。

(会議の事務局)

第6条 部課長会議の事務局は、富津市市民部環境保全課に置く。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、令和5年4月1日から適用する。